

＜勤務条件＞ 休日夜間急病診療所 事務員

身分	いわき市会計年度任用職員（パートタイム）		
任用期間	採用決定日～令和8年3月31日		
勤務時間	①平日 午後7時30分から午後11時30分まで ②土曜 午後6時30分から午後11時30分まで ③日曜 午後1時30分から午後11時30分まで（休憩1時間） ④祝日、8月13日～15日、12月30日～翌年1月3日 以下のいずれかの時間帯での勤務になります ・午前8時30分から午後4時45分まで（休憩1時間） ・午後4時15分から午後11時30分まで（休憩1時間） ・午前8時30分から午後11時30分まで（休憩2時間） ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。		
勤務場所	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田191 いわき市休日夜間急病診療所		
勤務日数	週1日～2日程度 ※ 年間を通して診療を行っているため、年末年始などの休日や連休に勤務があります。勤務日については、ローテーションにより勤務日を割当て、各職員に対し概ね2ヶ月前にお知らせします。		
給与	①平日 午後7時30分から午後11時30分まで ②土曜 午後6時30分から午後11時30分まで ③日曜 午後1時30分から午後11時30分まで（休憩1時間） ④祝日 午前8時30分から午後4時45分まで（休憩1時間） ⑤祝日 午後4時15分から午後11時30分まで（休憩1時間） ⑥祝日 午前8時30分から午後11時30分まで（休憩2時間） ※ゴールデンウィーク、8月13日～15日、12月30日～翌年1月3日は割増	日額 日額 日額 日額 日額 日額	8,120円 10,010円 18,920円 14,790円 13,310円 27,080円
手当等	・月額25,000円を上限に勤務1回あたり2,500円を支給します。 ・条例等の定めるところにより、時間外勤務報酬、通勤費、期末手当等が支給されます。		
社会保険	加入となりません。 （健康保険及び厚生年金保険）		
雇用保険	加入となりません。		
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。		
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。 (4) 任用期間の勤務実績に基づく能力の実証などにより、翌年度以降に再度の任用を行う場合があります（2回まで）。		